

7/10 木

戦争法案反対 日弁連学習会の特別講演

日本弁護士連合会が9日、国会内で開いた戦争法案（安全保障法制）に反対する学習会で、特別講演した早稲田大学法学学術院教授の長谷部恭男さん、弁護士で元最高裁判所判事の那須弘平さんの発言（要旨）を紹介します。

早稲田大学法学学術院教授 長谷部恭男さん

砂川判決根拠は「暴論」

安保関連法案は、集団的自衛権の行使を容認する点で憲法に明白に違反をしており、また、自衛隊による後方支援活動等に関しても、外国軍隊等の武力行使と自衛隊の活動との一体化が生じる蓋然（がいぜん）性が極めて高い。

砂川事件最高裁判決が集団的自衛権行使容認の根拠には、日米安全保障条約に基づく米軍駐留の合憲性です。日本が集団的自衛権を行使しているか否か、この判断においては全く争点とな



報告する長谷部恭男早稲田大学法学学術院教授=9日

報告する那須弘平元最高裁判事=9日



今、憲法の解釈変更の問題が持ちあがっています。解釈変更が許されるのは、日本の安全が本当に脅かされるほどの緊急かつ深刻な事態が現に発生しているかです。現実に、そうとは思

えません。今は少なくとも起きていません。二つ目に、その変更が広く国民に受け入れられると聞くことが必要です。新聞の世論調査などでも、到底、今の状態ではこの要件も満たしていません。法律的にも政治的にも認めがたいものであると考えます。この要件が満たされないことを証明できない限りは、大原則に戻って、憲法の条文と従来の解釈を踏ま

っていません。

最高裁が「傍論」、争点の解決とは、関係ない形で一般的な憲法法理を述べることはありませんが、そういう場

には最高裁が明示します。砂川事件判決ではそうした事情は全くありませんが、そこで問題には最高裁が進めば進むほど問題が明らかとなり、国民の不信感は増大する一方です。単に審議時間が積み増していくことで採決の機会が熟しているなどとする論法は、熟議の機関としての国会の役割を軽視するものはなはだしい。

審議が進めば進むほど問

題

論

国会は良識ある判断を

弁護士・元最高裁判所判事

那須弘平さん

憲法前文は、私たちに今でも非常に大きな、すばらしい情報を与えてくれています。これを基本にして国

ん。したがって、この判決に集団的自衛権行使を容認するという最高裁の意図を読み込むことは全くの「暴論」です。

この判決が進めば進むほど問題が明らかとなり、国民の不信感は増大する一方で、単に審議時間が積み増していくことで採決の機会が熟しているなどとする論法は、熟議の機関としての国会の役割を軽視するものはなはだしい。